

産業廃棄物処分量許可証

住所 岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番地13

氏名 岩手コンポスト株式会社 代表取締役 菅原 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成27年 3月14日

許可の有効年月日 平成32年 3月13日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (高速堆肥化処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥 (含水率85%以下の有機性汚泥に限る。)
- ・木くず
- ・動植物性残さ
- ・動物のふん尿

以下余白

(2) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・木くず

以下余白

(3) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・木くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 高速堆肥化施設

ア 設置場所

岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番3、1番4、1番11、1番12、1番13、9番、10番、32番1、33番、34番1、34番2、34番3

イ 設置年月日

平成9年12月18日

ウ 処理能力

汚泥 (含水率85%以下の有機性汚泥に限る。)、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿

76.5t/日

エ 設置許可年月日

— (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号

— (設置許可対象外施設)

カ 保管施設

別表のとおり

(2) 破碎施設

ア 設置場所

- ・ (固定式)

岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番3、1番4、1番11、1番12、1番13、9番、10番、32番1、33番、34番1、34番2、34番3

(以下、裏面記載)

- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県花巻市石鳥谷町五
大堂第6地割1番3、1番4、1番11、1番12、1番13、9番、
10番、32番1、33番、34番1、34番2、34番3)
- イ 設置年月日 平成24年8月1日
- ウ 処理能力 木くず 194t/日 (24.25t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成24年7月25日
- オ 設置許可番号 第112082-6号
- カ 保管施設 別表のとおり
- 以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|---------------|---|
| 平成 2年 3月 14日 | 当初許可 |
| 平成 5年 10月 7日 | 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に汚泥 (含水率85%以下の有機性汚泥に限る。) の中間処理 (高速堆肥化処理) を追加したこと。) |
| 平成 7年 3月 14日 | 更新許可 |
| 平成 10年 10月 6日 | 変更届出書受理 (高速堆肥化施設の設置場所を変更したこと。) |
| 平成 12年 3月 14日 | 更新許可 |
| 平成 13年 2月 16日 | 事業範囲の変更許可 (1) 事業の範囲に木くず、動物のふん尿の中間処理 (高速堆肥化処理) を追加したこと。 (2) 高速堆肥化施設の処理能力を変更したこと。 |
| 平成 17年 3月 14日 | 更新許可 |
| 平成 20年 9月 8日 | 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に木くずの中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理) を追加したこと。) |
| 平成 21年 8月 6日 | 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に木くずの中間処理 (破碎処理) を追加したこと。) |
| 平成 22年 3月 14日 | 更新許可 |
| 平成 24年 8月 9日 | 変更届出書受理 (1) 破碎施設を1施設追加したこと。 (2) 破碎施設Iにおける保管施設の概要を変更したこと。 |
| 平成 27年 3月 14日 | 更新許可 |
| 平成 29年 7月 14日 | 変更届出書受理 (木くずの破碎施設を1台廃止したこと。) |
| 平成 31年 2月 14日 | 変更届出書受理 (代表者を千葉利一から変更したこと。) |
- 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表 1 (処理能力の内訳)

| 製造区分 | 処理能力 (t/日) | 処理能力の内訳 (t/日) | | | |
|---------|---------------|---------------|------------|------------|-----|
| | | 有機性 汚泥 | 動植物 性残さ | 動物の ふん尿 | 木くず |
| 緑化基盤材 | 63 | 40 | 10 | 4 | 9 |
| 農地還元堆肥 | 13.5 | 10 | 2.5 | 1 | 0 |
| 計(並行製造) | 76.5 | 50 | 12.5 | 5 | 9 |

別表 2 (保管施設の概要)

1 高速堆肥化施設に係るもの

所在地：岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番3、1番4、1番11、1番12、1番13、9番、10番、32番1、33番、34番1、34番2、34番3

| 廃棄物の種類 | | 保管高さ (m) | 保管面積 (㎡) | 保管容量 (m ³) | 保管重量 (t) | 備考 |
|------------------|-----|-------------|-------------|---------------------------|-------------|------|
| 処分の ための 保管 | 木くず | 3.64 | 89.6 | 124.7 | — | 屋内保管 |

2 破碎施設に係るもの

所在地：岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番3、1番4、1番11、1番12、1番13、9番、10番、32番1、33番、34番1、34番2、34番3

| 廃棄物の種類 | | 保管高さ (m) | 保管面積 (㎡) | 保管容量 (m ³) | 保管重量 (t) | 備考 |
|------------------|-----|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------------|
| 処分の ための 保管 | 木くず | 3.64 | 492.45 | 799.5 | 199.9 | ・屋外保管 ・コンクリート床 |
| 処分後 の保管 | 木くず | 3.64 | 89.6 | 124.7 | — | 屋内保管 |

※ 処分後の保管場所については、高速堆肥化施設の処分のための保管場所を兼用する。

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番地13

氏名 岩手コンポスト株式会社 代表取締役 菅原 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 細川 倫史



許可の年月日 平成27年 3月14日

許可の有効年月日 平成32年 3月13日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥（含水率85%以下の有機性汚泥に限る。）
- ・木くず
- ・動植物性残さ
- ・動物のふん尿

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 3月14日 当初許可

平成 5年10月 7日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に有機性汚泥を追加したこと。）

平成 7年 3月14日 更新許可

平成12年 3月14日 更新許可

平成13年 2月16日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に木くず、動物のふん尿を追加したこと。）

平成17年 3月14日 更新許可

平成22年 3月14日 更新許可

平成27年 3月14日 更新許可

平成31年 2月14日 変更届出書受理（代表者を千葉利一から変更したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白